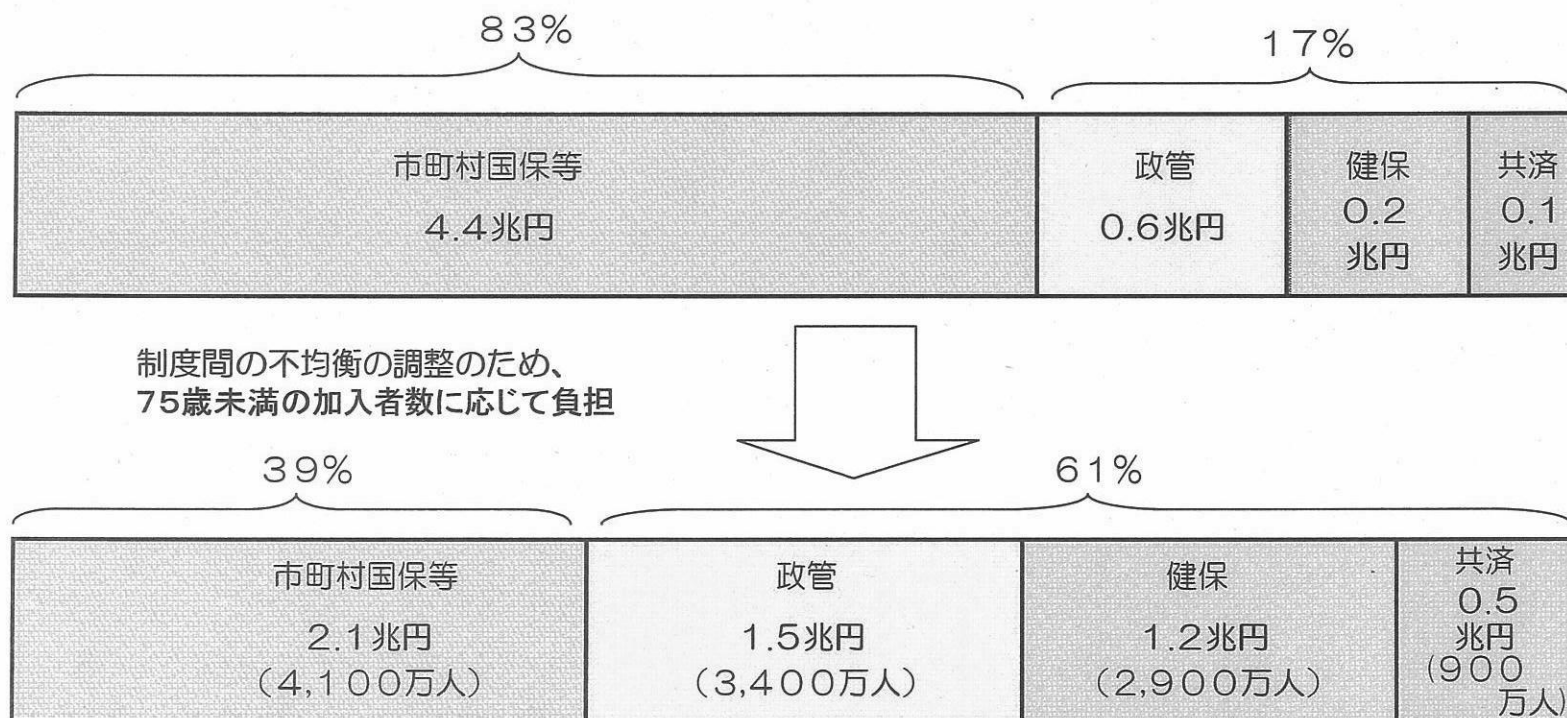


## 前期高齢者医療費に関する財政調整(平成20年度)

○ 65歳から74歳の前期高齢者については、国保・被用者保険の従来の制度に加入したまま、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整する仕組みを創設する。

<対象者数> 65～74歳の前期高齢者 約1,400万人

<前期高齢者給付費> 5.3兆円 (平成20年度概算要求ベース:満年度)



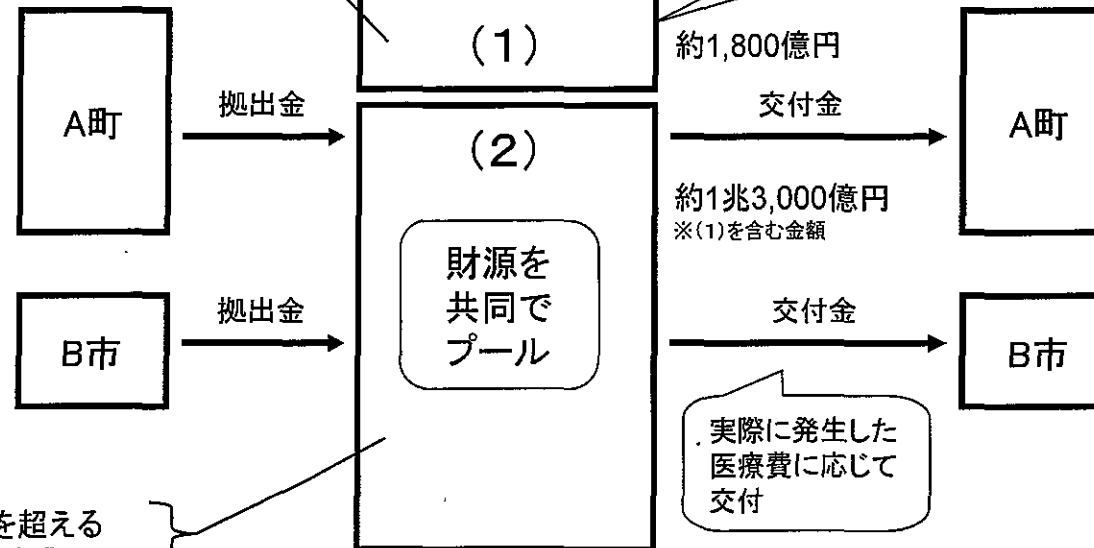
(注) 前期高齢者に係る後期高齢者支援金(0.6兆円)についても、同様の調整を行う。

# 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の内容

レセプト1件80万円を超える高額な医療費に関する互助事業

各都道府県の  
国保連合会  
(事業主体)

1/2を公費で負担し、  
国と県もリスクを負担



レセプト1件30万円を超える医療費に関する互助事業

(1) 80万円超の医療費のうち、80万円を超える額を対象

(2) { 30万円超の医療費に係る給付費すべてを対象  
医療費実績に応じて拠出する額と、被保険者数に応じて  
拠出する額の合計額

これにより保険料の平準化を図る